令和４年４月８日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

オマリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン
（季節性アレルギー性鼻炎）の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府健康医療部より、標記の件について周知依頼がありました。

厚生労働省では、経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）において革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしています。

オマリズマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：ゾレア皮下注用75mg、同皮下注用150mg、同皮下注75mgシリンジ及び同皮下注150mgシリンジ）を季節性アレルギー性鼻炎に対して使用する際の留意事項については、最適使用推進ガイドラインとして「オマリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（季節性アレルギー性鼻炎）について」（令和元年12月11日付け薬生薬審発1211第１号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）により示されておりますが、今般、ゾレア皮下注用75mgが承認整理されたことを踏まえ、当該最適使用推進ガイドラインが別紙のとおり改正されました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL 06-6763-7006／FAX 06-6764-0267